

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：小池孝昌
  - (2) 代表者氏名：小池 孝昌
  - (3) 所在地：群馬県みどり市笠懸町久宮 115 番地 1
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

（平成 30 年 3 月 2 日認定）  
認 1704006159、認 1704006160、認 1704006161  
（同年 3 月 12 日認定）  
認 1704006154
  
- 3 措置内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和元年 11 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 措置理由  
時間外労働に係る割増賃金について不払があったほか、外国人技能実習機構の検査に際し、虚偽の帳簿書類の提示及び虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。